

福生市立地適正化計画に係る 届出制度について

【届出の手引き】

<目次>

1. 届出制度について.....	1
2. 都市機能誘導区域外における事前届出について	2
3. 誘導施設に係る休廃止における事前届出について.....	7
4. 居住誘導区域外における事前届出について	9
参考：届出書様式・記入例	13

1. 届出制度について

立地適正化計画制度は、人口の急激な減少と高齢化を背景に、高齢者や子育て世代等あらゆる世代にとって、安心して快適に暮らし続けることのできるまちづくりを実現し、財政面及び経済面においても持続可能な都市経営を可能とするため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の一部改正に伴い、創設された制度です。

立地適正化計画の策定・公表後は、都市再生特別措置法の規定により、都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を整備する場合において、その行為を行おうとする者は、工事を着手する日の 30 日前までに、市への届出が必要となります。

この手引きでは、それらの届出における対象行為や届出書類等について解説を行うものです。

2. 都市機能誘導区域外における事前届出について

- ◆都市再生特別措置法 108 条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に開発行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。
- ◆この届出は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備状況を把握するために行うものです。

(1) 対象となる区域

都市機能誘導区域外の区域・・・5ページ「都市機能誘導区域図」参照

※開発・建築等を行おうとする敷地の全部または一部が都市機能誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

(2) 対象となる施設

各拠点に設定した誘導施設・・・6ページ「各都市機能誘導区域の誘導施設」参照

(3) 届出を行う時期

工事着手の30日前まで

※開発許可申請及び建築確認申請等に先行して提出することが望ましいとされています。

(4) 届出の対象となる行為

開発行為*

- ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

※開発行為・・・都市計画法第4条第12項に定める開発行為

◇主として建築物の建築等を目的として500㎡以上の区域で行う土地の区画形質の変更をいう。

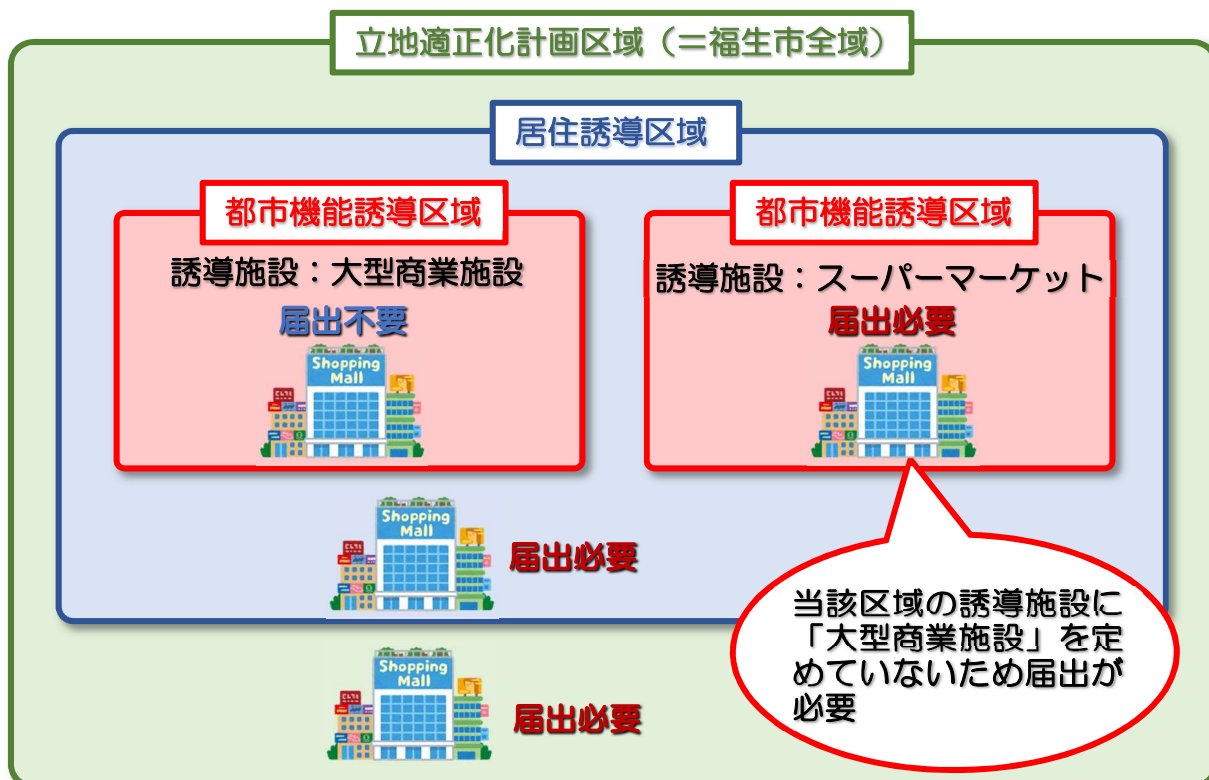
- ①区画の変更：道路を入れる
- ②形の変更：1m以上の切土、盛土
- ③質の変更：農地を宅地にする（ただし3,000㎡以上）

建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※届出対象となる行為のイメージについては、次頁をご確認ください。

【届出対象となる行為のイメージ】



（5）届出に必要な提出書類

開発行為の場合

- ◇届出書・・・様式第 18
- ◇添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/1,000 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

建築等行為の場合

- ◇届出書・・・様式第 19
- ◇添付図書
 - ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
 - ②建築物の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
（位置図等（縮尺 1/1,000 程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合））

上記の届出内容を変更する場合

- ◇届出書・・・様式第 20
- ◇添付図書 当初届出と同様

(6) 上記書類の提出部数

2部（正本、副本）

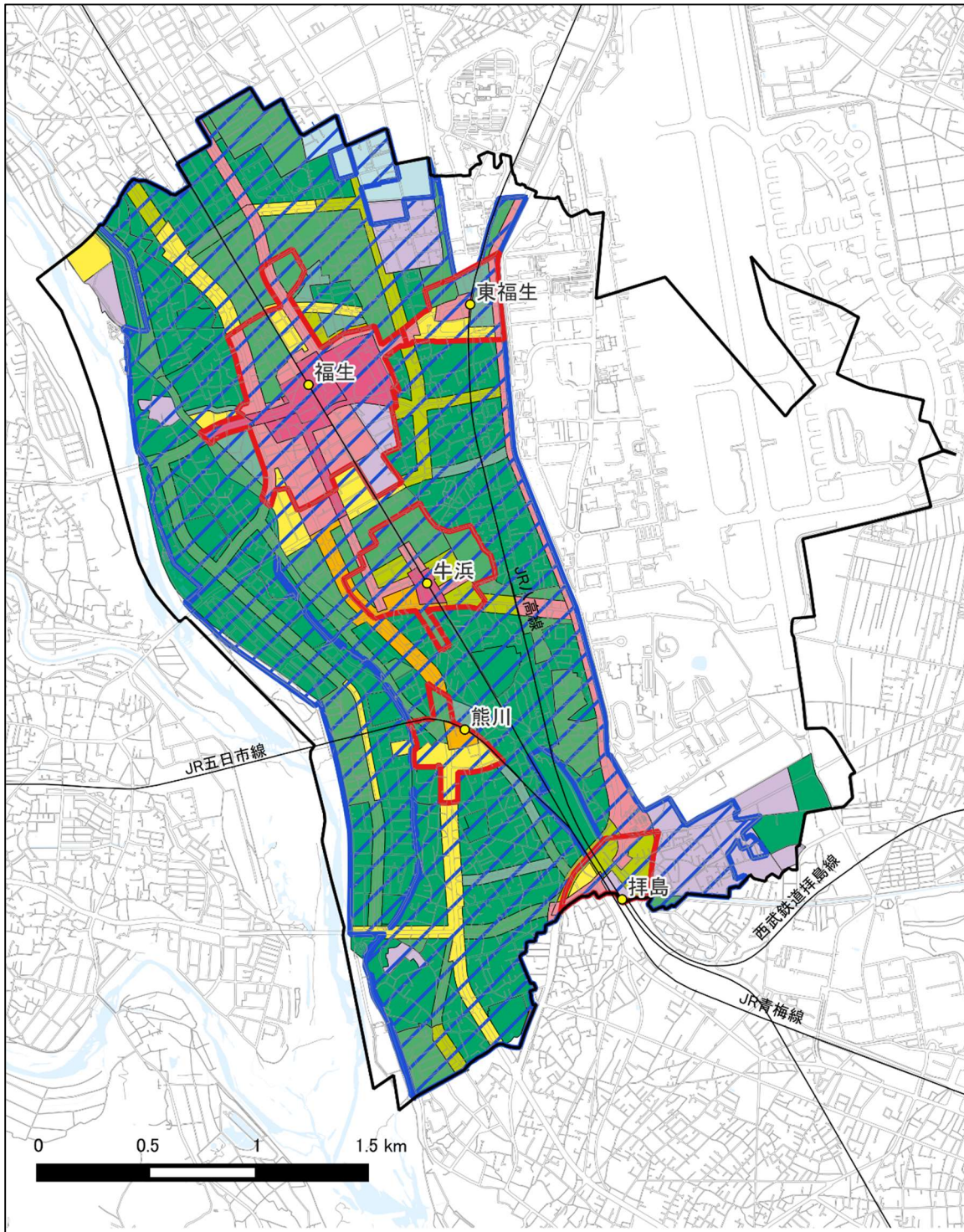
(7) 届出窓口

福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画係
【電話番号】042-551-1952（直通）

(8) その他留意事項

- ◇届出をしないで、または虚偽の提出をして、開発行為等を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第130条）
- ◇届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

【都市機能誘導区域図】



凡例

都市機能誘導区域	用途地域	第一種住居地域	準工業地域
居住誘導区域	第一種低層住居専用地域	第二種住居地域	工業地域
行政区域	第二種低層住居専用地域	準住居地域	工業専用地域
	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域	
	第二種中高層住居専用地域	商業地域	

※都市機能誘導区域の詳細は、まちづくり計画課窓口でご確認下さい。

【各都市機能誘導区域の誘導施設】

機能	誘導施設	定義	都市機能誘導区域	
			福生駅周辺を中心とする拠点	拝島駅・牛浜駅・東福生駅・熊川駅周辺を中心とする拠点
行政	市役所(本庁舎)	地方自治法第4条1項に基づく施設	●	
	保健センター	福生市保健センター条例に基づく施設	●	
子育て	子育て支援施設	福生駅西口地区公共施設整備実施計画に定める子育て支援施設	●	
商業	大型商業施設	共同店舗及び複合施設を含む、店舗面積 10,000 m ² 以上の商業施設	●	
	スーパーマーケット	生活に必要な生鮮品及び日用品等を扱う店舗面積 500 m ² 以上の商業施設	●	●
医療	災害拠点病院	東京都の災害拠点病院に指定された医療施設	●	
金融	銀行・郵便局等(有人窓口)	信用金庫・信用組合を含む銀行及び郵便局等の有人窓口を有する金融機関	●	●
教育・文化	文化発信・交流施設	福生駅西口地区公共施設整備実施計画に定める文化発信・交流施設	●	
	知的空間創造施設	福生駅西口地区公共施設整備実施計画に定める知的空間創造施設	●	
	スポーツアクティビティ施設	福生駅西口地区公共施設整備実施計画に定めるスポーツアクティビティ施設	●	

※上記の施設を都市機能誘導区域外で設置する場合は、届出が必要になります。

3. 誘導施設に係る休廃止における事前届出について

- ◆都市再生特別措置法 108 条の2 第1 項の規定に基づき、誘導施設を休廃止しようとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。
- ◆この届出は、誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者の誘致を始める等の取り組みが可能になることから、整備状況を把握するために行うものです。

(1) 対象となる区域

都市機能誘導区域・・・5 ページ「都市機能誘導区域図」参照

(2) 対象となる施設

各拠点に設定した誘導施設・・・6 ページ「各都市機能誘導区域の誘導施設」参照

(3) 届出を行う時期

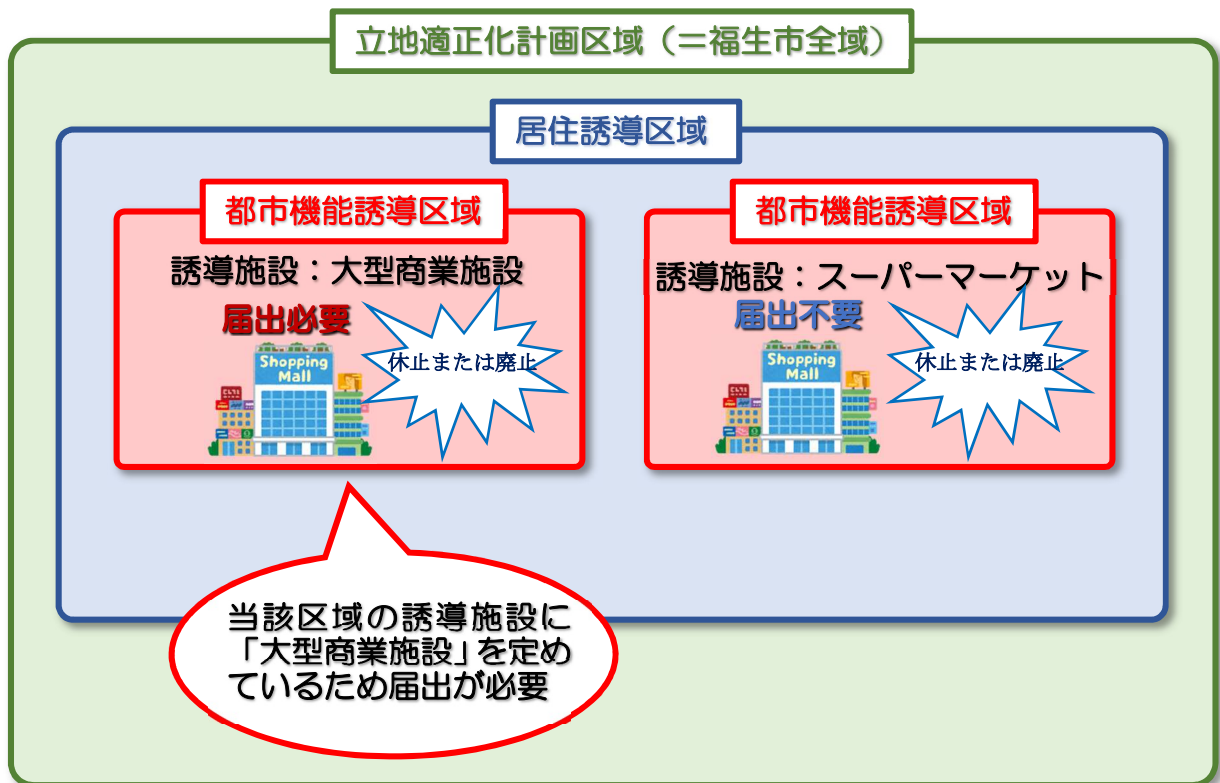
休止または廃止しようとする日の 30 日前まで

(4) 届出の対象となる行為

福生市立地適正化計画の都市機能誘導区域内において、同計画に掲げる誘導施設について休止、または廃止しようとする場合（法第 108 条の2 第1 項）

※届出対象となる行為のイメージについては、次頁をご確認下さい。

【届出対象となる行為のイメージ】



（５）届出に必要な提出書類

- ◇届出書・・・様式第 21
- ◇添付図書・・・案内図

（６）上記書類の提出部数

2部（正本、副本）

（７）届出窓口

福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画係
【電話番号】 042-551-1952（直通）

4. 居住誘導区域外における事前届出について

- ◆都市再生特別措置法 88 条第 1 項の規定に基づき、居住誘導区域外で開発行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。
- ◆この届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の状況を把握するために行うものです。

(1) 対象となる区域

居住誘導区域外の区域・・・12ページ「居住誘導区域図」参照

※開発・建築等を行おうとする敷地の全部または一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

(2) 届出を行う時期

工事着手の 30 日前まで

※開発許可申請及び建築確認申請等に先行して提出することが望ましいとされています。

(3) 届出の対象となる行為

開発行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

建築等行為

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅とする場合

※届出対象となる行為のイメージについては、次頁をご確認下さい。

【届出対象となる行為のイメージ】

開発行為

前頁①の例示
届出必要

3戸以上の開発行為



前頁②の例示
届出必要

1,300㎡
1戸の開発行為



前頁②の例示
届出不要

800㎡
2戸の開発行為



建築等行為

前頁①の例示
届出必要

3戸の建築行為



前頁②の例示
届出不要

1戸の建築行為



(4) 届出に必要な提出書類

開発行為の場合

- ◇届出書・・・様式第10
- ◇添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/1,000 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

建築等行為の場合

- ◇届出書・・・様式第11
- ◇添付図書
 - ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
 - ②住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書（位置図等（縮尺 1/1,000 程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合））

上記の届出内容を変更する場合

- ◇届出書・・・様式第12
- ◇添付図書 当初届出と同様

(5) 上記書類の提出部数

2部（正本、副本）

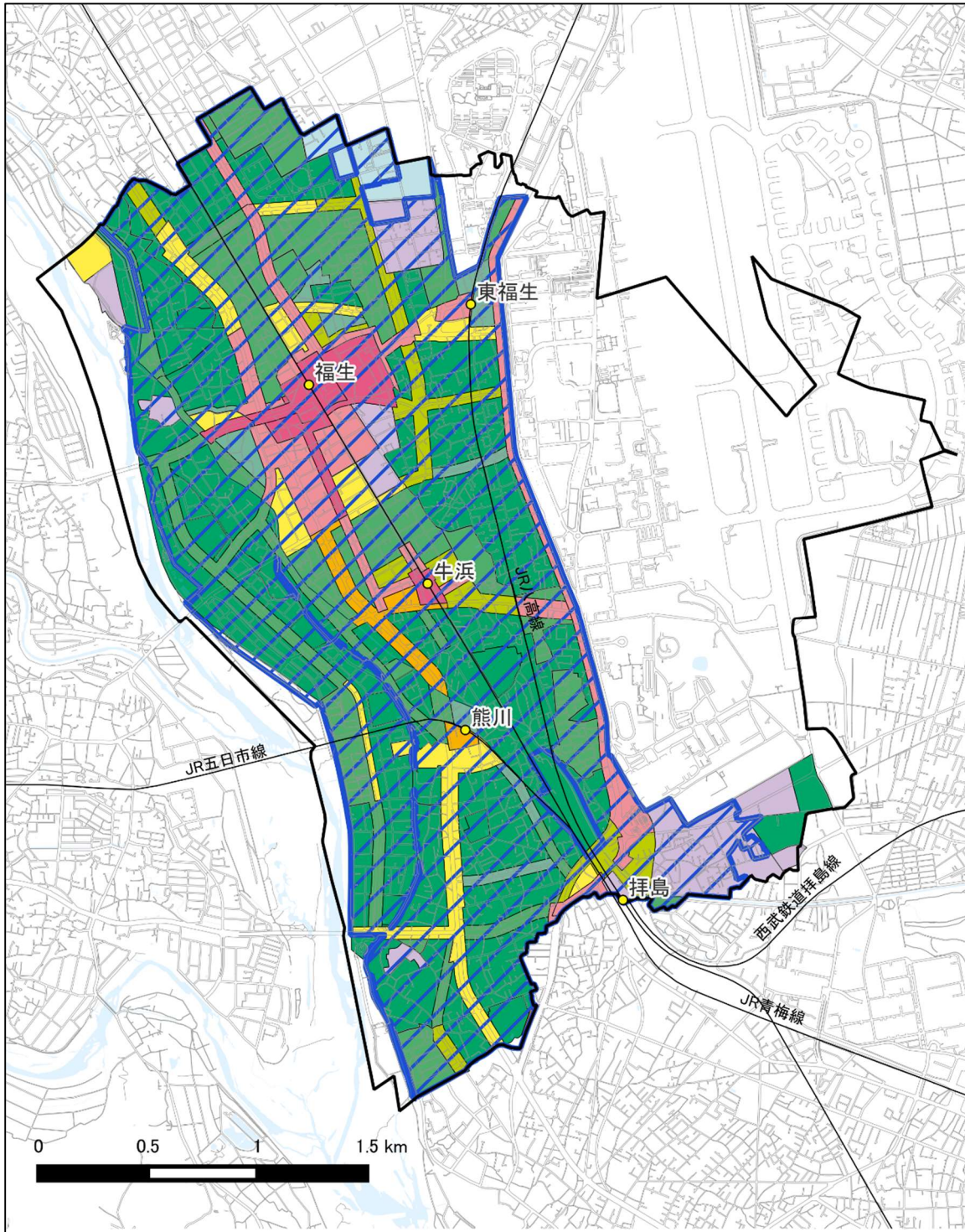
(6) 届出窓口

福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画係
【電話番号】042-551-1952（直通）

(7) その他留意事項

- ◇届出をしないで、または虚偽の提出をして、開発行為等を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第130条）
- ◇届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

【居住誘導区域図】



凡例

- | | | | |
|--------|--------------|---------|--------|
| 居住誘導区域 | 用途地域 | 第一種住居地域 | 準工業地域 |
| 行政区域 | 第一種低層住居専用地域 | 第二種住居地域 | 工業地域 |
| | 第二種低層住居専用地域 | 準住居地域 | 工業専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 近隣商業地域 | |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 商業地域 | |

※居住誘導区域の詳細は、まちづくり計画課窓口でご確認下さい。

参考：届出書様式・記入例

届出書の様式と記入例を参考に提示します。

《都市機能誘導区域外での対象行為における届出書様式》

- ①様式第 18（開発行為）
- ②様式第 18（開発行為）記入例
- ③様式第 19（建築等行為）
- ④様式第 19（建築等行為）記入例
- ⑤様式第 20（変更届出書）
- ⑥様式第 20（変更届出書）記入例

《誘導施設に係る休廃止における事前届出について》

- ①様式第 21（誘導施設の休廃止届出書）
- ②様式第 21（誘導施設の休廃止届出書）記入例

《居住誘導区域外での対象行為における届出書様式》

- ①様式第 10（開発行為）
- ②様式第 10（開発行為）記入例
- ③様式第 11（建築等行為）
- ④様式第 11（建築等行為）記入例
- ⑤様式第 12（変更届出書）
- ⑥様式第 12（変更届出書）記入例

なお、届出書の様式は福生市まちづくり計画課のホームページからダウンロードすることができます。

様式第18 (第52条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日
(宛先) 福生市長 殿

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第18 (第52条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

西暦又は
元号〇〇年 〇月 〇日
(宛先) 福生市長 殿

届出年月日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者住所 福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇
	2 開発区域の面積	〇, 〇〇〇 平方メートル
	3 建築物の用途	スーパーマーケット
	4 工事の着手予定年月日	西暦又は元号〇〇年 〇月 〇日
	5 工事の完了予定年月日	西暦又は元号〇〇年 〇月 〇日
	6 その他必要な事項	床面積 〇, 〇〇〇平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

建築物の用途以外の情報(床面積等)を記入

様式第19（第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/>誘導施設を有する建築物の新築 <input type="checkbox"/>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 福生市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

記入例

様式第19（第52条第1項第2号関係）

該当する項目に✓を記入

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

西暦又は元号〇〇年 〇月 〇日

届出年月日を記入
(工事着手の30日前まで)

(宛先) 福生市長 殿

届出者住所 福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	福生 〇〇 〇丁目 1111 (宅地) 〇〇〇平方メートル 1112 (田) 〇〇〇平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	スーパーマーケット
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日 西暦又は元号〇〇年〇月〇日 工事の完了予定日 西暦又は元号〇〇年〇月〇日 床面積 〇, 〇〇〇平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

建築物の用途以外の情報(工事の着手・完了予定日、床面積等)を記入

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）福生市長 殿

届出者住所
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

届出年月日を記入
（工事着手の30日前まで）

西暦又は元号〇〇年〇月〇日

（宛先）福生市長 殿

届出者住所 福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 様式第18もしくは第19
の届出年月日を記入 ● 西暦又は元号〇〇年〇月〇日
- 2 変更の内容
 - 【開発区域の面積の変更】
 - 変更前：〇，〇〇〇平方メートル
 - 変更後：〇，〇〇〇平方メートル
 - 【完了予定年月日の変更】
 - 変更前：西暦又は元号〇〇年〇月〇日
 - 変更後：西暦又は元号〇〇年〇月〇日
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 西暦又は元号〇〇年〇月〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 西暦又は元号〇〇年〇月〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 2 1 (第 5 5 条の 2 関係)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 福生市長 殿

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・廃止) について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式第21（第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出年月日を記入
(工事着手の30日前まで)

西暦又は元号〇〇年〇月〇日

(宛先) 福生市長 殿

届出者住所 福生市 〇〇 丁目 〇-〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

どちらかを選択

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称: 〇〇百貨店

用途: 商業施設

所在地: 福生 〇〇 丁目

2 休止（廃止）しようとする年月日

西暦又は元号〇〇年〇月〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

西暦又は元号〇〇年〇月〇日から西暦又は元号〇〇年〇月〇日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

廃止後は、災害拠点病院を建築予定

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

建築物は取り壊し、ホテルを建築予定 西暦又は元号〇〇年〇月〇日に除却予定

(1)
(2)
どちらかを記入

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式第10 (第35条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日
(宛先) 福生市長 殿

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第10（第35条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

西暦又は
元号〇〇年 〇月 〇日 ●
(宛先) 福生市長 殿

届出年月日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者住所 福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇
	2 開発区域の面積	〇, 〇〇〇 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅 (〇棟、〇戸)
	4 工事の着手予定年月日	西暦又は元号〇〇年 〇月 〇日
	5 工事の完了予定年月日	西暦又は元号〇〇年 〇月 〇日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 1 1 (第 3 5 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/>住宅等の新築 <input type="checkbox"/>建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日 (宛先) 福生市長 殿</p> <p>届出者住所</p> <p>氏名</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

記入例

様式第11（第35条第1項第2号関係）

該当する項目に✓を記入

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

<input checked="" type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

西暦又は元号〇〇年 〇月 〇日

届出年月日を記入
(工事着手の30日前まで)

(宛先) 福生市長 殿

届出者住所 福生市 〇〇 〇丁目 〇-〇

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	福生市 〇〇 〇丁目 1111 (宅地) 〇〇〇平方メートル 1112 (田) 〇〇〇平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (〇棟、〇戸)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：西暦又は元号〇〇年〇月〇日 工事の完了予定日：西暦又は元号〇〇年〇月〇日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）福生市長 殿

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

記入例

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

届出年月日を記入
（工事着手の30日前まで）

西暦又は元号○○年 ○月 ○日

（宛先）福生市長 殿

届出者住所 福生市 ○○丁目 ○-○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 様式第10もしくは第11の届出年月日を記入 ● 西暦又は元号○○年 ○月 ○日

2 変更の内容

【住宅用画地数の変更】

変更前：○○区画

変更後：○○区画

【完了予定年月日の変更】

変更前：西暦又は元号○○年○月○日

変更後：西暦又は元号○○年○月○日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 西暦又は元号○○年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 西暦又は元号○○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。